

平成29年度 学校教育の指針（案）

平成28年10月27日
立川市教育委員会

立川市教育委員会は、立川市教育委員会の教育目標（平成27年4月16日立川市教育委員会決定）に掲げた教育を推進するため、「立川市第2次学校教育振興基本計画」及び「立川市第2次特別支援教育実施計画」に基づき、確かな学力と豊かな心を育む教育の一層の充実を図る。

そのため、「まちづくりは人づくり、人づくりは未来づくり、未来づくりは学校から」の理念のもと、「立川市第2次学校教育振興基本計画」の3つの基本方針と9つの基本施策を基に、平成29年度において重点的に取り組む教育施策等を学校教育の指針として示す。

また、具体的施策の中では、「学力・体力向上」、「特別支援教育の推進」、「小中連携教育の推進」を重点課題とし、ネットワーク型学校経営システムの充実を通して、課題解決に向けた取組を進める。

各学校においては、市の教育目標及び本指針を踏まえて、学校の教育目標や基本方針、指導の重点等を設定し、次代のまちを担う児童・生徒の育成のために創意ある学校経営に取り組む。

I 学校教育の充実 ～「知」・「徳」・「体」の調和のとれた総合的な力を育む～

1 学力向上

（1）授業改善の推進

① 主体的・対話的で深い学びの推進

- ・国及び都の学力調査、東京ベーシック・ドリル等の結果の分析を踏まえ、授業改善推進プランを作成し授業改善を行う。
- ・授業のめあてを児童・生徒へ明示し、授業に見通しをもたせるとともに、学び合いや振り返る場面を意図的・計画的に設定し、学びの質を高め学力を向上させる。
- ・児童・生徒が自ら課題を発見し解決に向けて取り組む主体的・対話的で深い学びの実現に向け、教員の授業力を向上させるため「立川スタンダード20」を活用するとともに目標管理制度とも連動させた検証を行い組織的な対応を図る。
- ・英語教育推進地域指定事業による外国語活動・英語科授業の充実を図る。

② 習熟度別少人数指導の充実

- ・算数・数学科、英語科における習熟度別少人数指導の充実を図り、個に応じた指導を推進する。

③ 学習機会の複線化

- ・教員及び学習支援員等による放課後や土曜日、長期休業日を活用した補充的な学習機会を拡充するとともに、家庭学習を習慣化し基礎学力の定着を図る。

（2）教育力向上の推進

① 教育力向上推進モデル校の指定

- ・算数科・外国語活動・英語科・立川市民科・ICT教育等のモデル校を指定し、授業公開を通して授業改善モデルを示し、研究成果を広く発信することにより他校での授業改善に結び付ける。

- ・思考力・判断力・表現力等を育成する授業を創造し、児童・生徒の学力の向上を図る。
 - ・立川市教育委員会と立川市立小学校及び中学校教育研究会が連携を図り、教育研究に取り組む。
- ② 学力向上施策の推進
- ・学力ステップアップ推進地域指定事業による指導力向上巡回アドバイザーを小学校「算数」、中学校「理科」に派遣し、基礎的・基本的な学習内容等について定着の徹底を図る。

(3) 小中連携外国語活動の推進

① コミュニケーション能力の向上

- ・小学校外国語活動の充実及び中学校英語教育との円滑な接続を図るために、小学校教員と中学校英語科教員または外国語指導助手（ALT）とのチーム・ティーチングにより外国語活動を実施し、児童・生徒のコミュニケーション能力の向上を図る。
- ・小中連携外国語活動開発委員会においてカリキュラムや授業モデルの開発を行い、小・中学校の英語教育の円滑な接続を図る。

② 小学校外国語活動の教科化に向けて

- ・次期学習指導要領を見据え、小学校3・4年生の外国語活動を先行実施し、外国語指導助手（ALT）派遣による指導内容の充実を図る。

(4) I C T 教育の推進

① I C T を活用した授業の推進

- ・小中学校全校に導入したタブレット端末を効果的に活用し、学習への興味・関心を高めるとともに思考力・判断力・表現力等を育む授業を展開し、児童・生徒の学力の向上を図る。
- ・コンテンツライブラリーを活用し、学習指導案及びワークシート、教材等を教師間、学校間で共有し、ICT機器を活用した授業を推進する。
- ・情報社会における正しい判断力や望ましい態度を育てるとともに、危険回避への理解を図る等、情報モラルを主体的な学び合いにより身に付けさせ、情報を適切に選択し活用する能力を育成する。

② I C T 教育推進事業の展開

- ・教育力向上推進モデル校（ICT教育推進研究校）によるモデル授業を公開し、他校の授業改善に結び付ける。
- ・ICT教育開発委員会による授業研究において、ICT機器等の効果的な活用例の発信とプログラミング教育についても研究し、ICT教育を推進する。

2 豊かな心を育むための教育の推進

(1) 心の教育の推進

① 人権教育の推進

- ・「ふれあい月間」、「いじめ解消・暴力根絶旬間」及び「人権週間」等における各学校及び中学校区での児童・生徒主体の取組を通して人権尊重の理念を正しく理解させ、学校生活において実践する。
- ・東京都教育委員会発行の「人権教育プログラム（学校教育編）」及び人権教育ビデオ（DVD）等を活用した研修会を小・中学校全校で実施し、教員の人権意識や人権感覚の醸成を図る。

② 道徳教育の推進

- ・道徳教育開発委員会において「特別の教科 道徳」のカリキュラムに基づく問題解決的な学習、体験的な学習の実践研究を行い、その成果を市内小・中学校に還元する。
- ・「東京都道徳教育教材集」及び「私たちの道徳（文部科学省）」等の資料集を積極的に活用し、道徳授業地区公開講座等を通してその内容を保護者、地域に発信する。

（2）健全育成の推進

① いじめの防止

- ・「立川市子どものいじめ防止条例」、「立川市子どものいじめ防止基本方針」及び「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめに対する組織的・継続的な対応を学校で行うとともに、学校・家庭・地域が連携し、いじめの未然防止、早期発見・早期解決を図る。
- ・各学校のネットワークを活用した外部講師の招聘等により「いじめ防止授業」を実施する。

② 体罰・暴力の根絶

- ・体罰・暴力は、児童・生徒の人権を侵害するものであり、いかなる理由があろうとも絶対に認められるものではないとの認識のもと、信頼関係に基づいた指導や児童・生徒の気持ちに寄り添った指導の徹底を図る。

③ 児童会・生徒会サミットの開催

- ・児童・生徒が身近な問題の解決に向けて各学校における取組を踏まえ、主体的・協働的に議論するため「児童会・生徒会サミット」を開催し、自ら課題解決する力を育成するとともに、他校の取組を含めた学び合いの機会とする。

④ 不登校対策のための取組

- ・不登校解消に向けプロジェクトチームを立ち上げ、各学校とも連携し児童・生徒の学校復帰に向けた取組を強化する。

（3）国際理解教育の推進

① 伝統文化と国際理解の推進

- ・国際社会に生きる日本人としての自覚と誇りをもち、多様な文化を尊重できる態度や資質を養うために、各教科等を通して日本及び立川の伝統文化への理解及び国際理解教育の推進を図る。
- ・進んで地域の行事や活動に参加するよう促し、体験を通して郷土や地域を愛する心情や態度を養い、次代を担う「立川市民」の育成を図る。
- ・2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて日本の伝統・文化の体験事業を立川市地域文化振興財団等と連携して取り組む。

（4）読書活動の充実

① 読書活動の推進

- ・保護者、地域のボランティアと連携した読書活動を展開するとともに、市立図書館との連携、学校図書館支援指導員等の活用及び児童・生徒の委員会活動を充実させ、読書活動の推進と読書習慣の定着を図る。

(5) 社会との関わりを活かした活動の推進

① 環境教育の推進

- ・各学校におけるごみ減量化に向けた取組や緑のカーテン作り等を通して環境教育の推進を図る。

② 社会生活との関わりの推進

- ・中学生の主張大会への小・中学生の参加等、各教科等で学んだことを活かす活動や社会生活との関わりを活かした活動を通して豊かな心の育成に努める。また、「立川市民科」での学びを基に、関係機関等と連携して主権者教育に取り組む。

3 体力の向上と健康づくりの促進

(1) 体力向上の推進

① オリンピック・パラリンピック教育の推進

- ・東京女子体育大学等との連携により、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて多様な学習機会を創出するとともに、自己の体力及び運動能力の向上を図る取組を全小中学校で強化する。
- ・オリンピック・パラリンピック教育重点校を中心に障害者理解教育を推進する。
- ・「オリンピック・パラリンピック教育実施計画」を作成・活用し、体育授業等の内容・指導方法の改善、日常的な運動・スポーツの実践による健康増進に向けた取組の充実を図る。
- ・2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて市民全体のスポーツへの関心を高めるとともに、ラジオ体操の普及に向け中学校区単位で取り組み、運動の習慣化を図る。

② 体力向上のための授業改善の推進

- ・東京都統一体力テストの結果に基づく「授業改善推進プラン」について検証を行い授業改善を図る。
- ・体育・保健体育に関する教員研修の実施や全中学校を「アクティブスクール」と位置付け計画的に体力向上に取り組むとともに、重点校である「スーパーアクティブスクール」における取組等により授業改善を図る。

③ 専門的な技能を有する人材の活用

- ・東京女子体育大学や体育協会等と連携した体育授業の実施や運動部活動の支援を行う等、専門的な知識・技能を有する人材の活用を図り基礎的・基本的な運動能力の向上を図る。

(2) 健康づくりの推進

① 健康教育の推進

- ・体育・保健体育科の保健分野及び家庭科等の教科における指導とともに、養護教諭等や学校医等と連携した取組を推進し、病気予防及び健康保持及び増進、薬物乱用防止等の健康教育を推進する。

② 基本的な生活習慣の定着

- ・早寝、早起き、朝ご飯、家の手伝い、学校の決まりを守る等の基本的な生活習慣を定着させるため、中学校区を単位とした小中連携による取組を積極的に推進する。

(3) 学校給食の充実

① 食物アレルギー対応の徹底

- ・小学校給食におけるアレルギー対応方針に基づき、教育委員会・学校・保護者・調理関係者の情報共有や調理、配膳等における確認作業を徹底し、食物アレルギーがある児童に安全・安心な給食を提供する。
- ・教育委員会及び小・中学校において食物アレルギー研修を実施し、事故の未然防止に向けた取組の徹底を図るとともにアレルギー症状への具体的な対応力を身に付ける。

② 食育の推進

- ・児童・生徒が「食」への関心を高め、食べることの大切さを理解し、望ましい食習慣と自己管理能力を身に付けるため、栄養士が学級担任等と連携し、学校給食を活用した食育を推進する。
- ・各校の食育リーダーを中心に、健全な心と体を培い、豊かな人間性を育む、心と体の健康づくりを「食」を通して推進する。

③ 安全で安心な給食の提供

- ・食物アレルギーへの対応等、安全で安心な給食の提供と中学校給食の完全実施を目指して新共同調理場設置に向け検討を進める。

II 教育支援と教育環境の充実

～質の高い学びを提供するため、個に応じた教育支援を推進し、充実した教育環境を整備する～

4 特別支援教育の推進

(1) 児童・生徒のニーズに合った教育の充実

① 早期連携・早期支援の充実

- ・立川市第2次特別支援教育実施計画に基づき、発達相談から、就学相談・教育相談へ確実につなぎ、小学校における就学支援シートの活用や個別の教育支援計画、個別指導計画の作成・活用を図る。

② 特別支援教育に関わる関係機関との連携

- ・小・中学校、特別支援学校、幼稚園、保育園、医療機関、事業所の代表者と、子育て、障害福祉等の府内関連部署による特別支援教育連絡会を定期的に開催し、ネットワークの構築を図る。

③ 特別支援学級等の整備及び充実

- ・特別支援教室キラリを新たに小学校8校に導入するとともに、巡回指導教員による特別支援教室における指導及び通常の学級担任等への支援を行う。
- ・第九小学校くわのみ学級に児童が集中している現状を改善するため、松中小学校に知的障害特別支援学級を設置する準備を進める。

(2) 専門性向上の推進

① 専門性向上プランの取組

- ・特別支援教育に関する教員の指導力の向上を図るため、特別支援学校と連携を図り研修を実施する。
- ・巡回相談員（心理職）を定期的に学校へ派遣し、配慮が必要な児童・生徒の支援の充実に向け、教員の指導に対する助言等を行い、個に応じた指導の徹底を図る。

(3) 交流事業の推進

① 交流及び共同学習の推進

- ・特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習を積極的に推進し、様々な学習場面を通して支援を要する児童・生徒への理解を深める。

② 副籍制度の実施

- ・特別支援学校の児童・生徒の状況と、地域指定校の実態に応じて副籍制度による交流を実施し、相互理解を深め、人権感覚を高める。

5 学校運営の充実

(1) 児童・生徒等への支援

① スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等のさらなる活用とともに、子ども家庭支援センターや民生委員・児童委員等による地域での支援を通じ、児童・生徒が抱える課題の解消及び学校生活の充実を図る。

② 適応指導教室の充実

- ・不登校児童・生徒の学習指導や教育相談、適応に向けた支援を行うために、適応指導教室の充実及び在籍校と連携した不登校対策を行う。
- ・不登校児童・生徒の解消に向けネットワーク型学校経営システムにより地域人材を活用する等、ケース会議の充実を図る。
- ・適応指導教室における学校復帰プログラムを改善し、指導課訪問等により適応指導教室の指導方法の工夫・改善に取り組む。
- ・適応指導教室におけるタブレット端末の活用を図るほか、不登校解消に向けたプロジェクトチームを編成し、不登校児童・生徒の解消を図る。

③ 小学校社会科副読本・中学校社会科資料集の活用

- ・小学校社会科副読本、中学校社会科資料集の地域や姉妹都市大町市に関する内容を充実させ、「立川市民科」等でさらなる活用を図る。

(2) 学校運営への支援

① 学校事務の共同実施の試行実施

- ・学校管理職や教員への事務負担の軽減等を目指して、組織的かつ効率的な学校運営体制の充実を図るために、学校事務の共同実施試行実施に向けた取組を進める。

② 支援員制度の統合

- ・学校の状況に応じて柔軟に支援員が派遣できるよう学校生活協力員、学校・学級特別指導員、特別支援教育支援員、ハートフルフレンドを統合し、新たに学校支援員制度を設ける。

6 教育環境の整備

(1) 環境整備の推進

① 計画的な学校施設の改修

- ・学校施設の長寿命化を図るとともに、より良い教育環境を整備するために、「立川市公共施設保全計画」に基づき、第五小学校（1年目）、南砂小学校（1年目）及び第八小学校（2年目）の大規模改修工事と立川第一中学校及び立川第二中学校の中規模改修工事を行う。

② 学校施設の設備改修

- ・空調機が未設置の特別教室への空調機設置及びトイレ改修に取り組む。また、不審者対策のため学校内に設置している防犯カメラの改修を計画的に進める。

③ 小学校の統合及び校舎の建替え

- ・けやき台小学校と若葉小学校の統合に向け、新校舎マスターplanに基づき、新校舎の基本設計を行うとともに、若葉小学校に仮設校舎を建設する等、学校統合、新学校設立に向けた取組を進める。

(2) 災害時の対応

① 災害時の的確な対応

- ・地震や台風などの災害時に児童・生徒の安全を確保するとともに、学校が一次避難所として機能できるよう、教育委員会職員及び学校教職員が防災担当部署と連携して災害時の対応を行う。

III 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上 ～学校、家庭、地域が一体となって子どもの教育に取り組む～

7 ネットワーク型の学校経営システムの構築

(1) ネットワーク型の学校経営の推進

① 地域と連携した学校づくりの推進

- ・学校と保護者・地域等が連携した教育活動を推進するために、授業や学校行事の積極的な公開及び学校支援ボランティアの拡充に努める。
- ・地域との信頼関係をさらに深めるため学校ホームページを活用し、きめ細かく情報を発信する。
- ・学校評価（児童・生徒評価、保護者評価等）を組織的・継続的に実施し、この中で学校評価の実施に係る共通項目及び小中連携教育に係る項目の結果を分析し、学校経営の改善につなげる。

② 大学・研究機関との連携

- ・研究機関や大学、産業界等との連携体制を強化し、市民力を活かした教育活動の一層の推進を図る。

③ 地域の教育力の活用

- ・児童・生徒の学習支援や学校生活支援の充実に向けて、保護者や地域住民との連携・協力体制をさらに推進する。
- ・児童・生徒の学びの充実に向け、地域とのつながりを強化し地域の教育力を活用するため、「学校支援地域本部事業」を新たに8校で導入し、地域コーディネーターを中心とした地域による学校支援を組織的に展開する。
- ・ネットワーク型学校経営システムを活用し、不登校解消・いじめ対応等のためのサポート会議・ケース会議の充実を図る。

④ 職場体験学習の充実

- ・キャリア教育の充実に向け公的施設や事業所、諸団体と連携・協力体制づくりを進め、職場体験学習の実施方法の見直しや受け入れ事業所の拡大を進め、職場体験学習を拡充する。

(2) 学校と家庭の連携

① 家庭学習の習慣化

- ・「家庭学習推進リーフレット」を活用し、各学校及び中学校区においてあらゆる機会を活用して家庭学習の習慣化に向けた取組を強化する。

(3) クラブ活動・部活動等の充実

① 市民力の活用

- ・大学や関係団体等の市民力を活用し、クラブ活動や部活動を実施し、学校生活の充実を図るとともに、スポーツ、文化、科学、芸術に親しみ追究する資質や能力を高める。

8 小中連携の推進

(1) 小中連携教育の推進

① 小中・小小連携教育の推進

- ・義務教育9年間を通した教育課程の円滑な接続のため、中学校区を単位とした学校経営方針の共有化及び児童・生徒による共同学習や交流とともに、教職員が相互に協力・連携した教育活動を推進する。
- ・中学校区内の幼・保・小連携を踏まえて小小連携教育をさらに充実させ、中学校区が一体となり教育活動を推進する。

② 「立川市民科」の推進

- ・「立川市に愛着をもち、主体的にまちに関わり、まちに貢献しようとする子ども＝市民」の育成を目指し、「立川市民科」を教育課程に位置付け中学校区が一体となり推進する。
- ・児童・生徒が地域に関わり貢献する観点から救命救急講習等を含む防災教育を「立川市民科」の中に位置付けて取り組む。
- ・立川市への理解を深めるため、公益社団法人学術・文化・産業ネットワーク多摩が主管する「多摩・武蔵野検定」の活用に向け取組を進める。
- ・「立川市民科カリキュラム～理論・実践編～」を作成し、「立川市民科」の学習内容の充実を図る。

③ 幼保小連携教育の推進

- ・小学校生活を園児に体験させる等、子どもや教職員の日常的な相互交流を計画的に実施し、幼稚園及び保育所と小学校との円滑な接続を図る。

(2) キャリア教育の推進

① 自己実現への意欲・態度の育成

- ・小・中学校全校においてキャリア教育全体計画を作成し、自己の生き方やキャリア形成を考えさせ、主体的にまちや社会と関わり、自己実現を図ろうとする意欲や態度を培うキャリア教育を推進する。

② 職業観・勤労観の育成

- ・小中連携による「立川市民科」の取組及び経済団体等と連携して職場体験学習の充実を図り、小・中学生の望ましい職業観・勤労観を育成する。

9 児童・生徒の安全・安心の確保

(1) 安全教育の推進

① 安全教育プログラムの活用

- ・安全教育プログラムを活用し、犯罪や事故、災害等の危険を予測して回避する能力や、地域の安全に貢献できる資質や能力を育てる。

② 登下校の安全対策

- ・登下校時における児童の交通事故や犯罪被害を防ぐために、シルバー人材センター会員や保護者など地域の方々と学校との連携により地域全体で児童の安全確保に取り組む。
- ・学校や地域が連携して行っている通学路の見守り活動を補完し、さらなる安全確保を図るため、通学路防犯カメラの設置を計画的に進める。

(2) 防災教育の推進

① 自然災害への知識の習得

- ・防災ノート「東京防災」等を積極的に活用し、学校における避難訓練等の安全指導を通して、災害に対する知識・理解を深めるとともに、危険から身を守る実践力を高める。

② 自然災害への対応

- ・学校が行う防災体験学習に加え、地域と連携した防災訓練への積極的な参加を促し、「立川市民科」の学びも活かして地域の一員としての自己の役割の理解や個々の防災対応力を高める。